

# 3 被扶養者の年間収入の 取扱いについて

## 1. 給与収入 (パート・アルバイト等を含む)

- ・社会保険料、税金等控除前の、交通費(非課税交通費含む)、諸手当等を含む金額(総収入額)とします。(複数個所で給与を受けている場合は、その合計額となります)

## 2. 年金収入

- ・公的年金・私的年金等、すべての年金を収入の対象とします。非課税の年金(障害年金・遺族年金等)も収入に含めます。
  - \* 社会保険料、税金等控除前の金額とします。
  - \* 当該年金を受給するために支払った保険料(厚生年金・国民年金・私的年金等の保険料等)を必要経費として年金収入額から控除することはいたしません。

## 3. 事業(営業等・農業)収入、不動産収入

- ・確定申告時の「収支内訳書」(または、「所得税青色申告決算書」)に記載されている経費項目のうち、**ジェイティ健保が認める経費(下表)を控除した額**とします。

☆ **ジェイティ健保が認める経費** (注)「税法上の経費」とは異なります。

	事業収入関連経費		農業収入関連経費			不動産収入関連経費	
認める経費	荷造運賃 水道光熱費 旅費交通費 通信費 修繕費	消耗品費 外注工費 地代家賃 貸倒金	種苗費 素蓄費 肥料費 飼料費 農具費	農業・衛生費 諸材料費 修繕費 動力光熱費 作業用衣料費	農業共済掛金 荷造運賃手数料 土地・賃借料 土地改良費 小作料・賃借料 貸倒金	修繕費 地代家賃 貸倒金	
否認する経費	租税公課 広告宣伝費 接待交際費 損害保険料 減価償却費 その他余白の項目欄に追加した項目	福利厚生費 給料賃金 利子割引料 雑費	租税公課 雇入費 減価償却費 その他余白の項目欄に追加した項目	利子割引料 雑費		租税公課 損害保険料 減価償却費	借入金利子 給料賃金 雑費 その他余白の項目欄に追加した項目

## 4. 配当・利子収入

- ・有価証券の保有により、株式の配当金や利子を受け取った場合には、その取得や保有に必要な経費を控除した額とします。

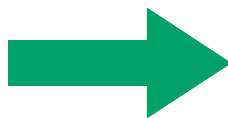
## 5. その他収入

- ・年金以外の雑収入やその他の実質的な収入が発生した場合には、その収入から必要経費を控除した額とします。
- ・傷病手当金(延長傷病手当金付加金を含む)、出産手当金、育児休業給付金についても収入とします。
- ・雇用保険法による失業給付は恒常的な収入とし、「基本手当日額×所定給付日数」を失業給付額とみなします。(通所手当等の給付がある場合は、その額も含まれます)
  - \* 失業給付の待期または給付制限期間にある場合や出産、育児、疾病等の理由により受給期間の延長中の場合は、その期間中は失業給付による収入がないものとします。
- ・所得税法に定める譲渡所得や一時所得、退職所得による一時収入は、年間収入の範囲から除外します。



ジェイティ健康保険組合 <http://www.jtkenpo.jp/>

被扶養者資格について確認してみましょう!  
ジェイティ健保のホームページにてチェックができます。



※イメージ